

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和2年9月 10 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 2件

**厚生年金保険関係** 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000032 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000043 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月15日及び同年12月15日は12万円、平成16年7月15日は10万円、同年12月14日は10万8,000円、平成17年7月15日は10万円に訂正することが必要である。

平成15年7月15日、同年12月15日、平成16年7月15日、同年12月14日及び平成17年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月15日、同年12月15日、平成16年7月15日、同年12月14日及び平成17年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年7月

A社から、請求期間①から⑤までにおいて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、B銀行C支店から提出された請求者に係る預金取引明細表（写）及び同僚から提出された賞与に係る給与明細書（写）から判断すると、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

請求期間①から⑤までの標準賞与額について、上記の預金取引明細表（写）及び同僚の賞与

に係る給与明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①及び②は12万円、請求期間③は10万円、請求期間④は10万8,000円、請求期間⑤は10万円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑤までの賞与支給日について、上記預金取引明細表（写）で確認できる振込日から、請求期間①は平成15年7月15日、請求期間②は同年12月15日、請求期間③は平成16年7月15日、請求期間④は同年12月14日、請求期間⑤は平成17年7月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の取締役は、平成15年7月15日、同年12月15日、平成16年7月15日、同年12月14日及び平成17年7月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000046 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000042 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成24年4月27日は3万6,000円、同年6月26日は5万8,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月27日及び同年6月26日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月27日  
② 平成24年6月26日

私は、請求期間①及び②において、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成24年賃金台帳一覧（写）によると、請求者は、平成24年4月27日に標準賞与額3万6,000円、同年6月26日に標準賞与額5万8,000円に相当する賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、請求者の育児休業期間中（平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料免除の申出を行ったことが確認できるところ、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳一覧（写）において確認できる賞与額から、請求期間①は3万6,000円、請求期間②は5万8,000円とすることが必要である。